

- 1 ① 憲法前文は、憲法の構成要素であり、本文と同一の法規範性を有する。したがって、これを改正しようとする場合は、当然に憲法改正手続を経る必要がある。
- 2 ② 犯罪の制止（警職法5条）を行うに当たり、同法7条による武器使用の要件も同時に満たす場合は、拳銃等の武器を使用することができる。
- 3 ⑤ 飲酒当初の時点では正常な精神状態にあり、飲酒を抑止・制限する注意義務を尽くすべきであった者等については、責任能力が否定されない（最大判昭26.1.17）。この理論を「原因において自由な行為」という。
- 4 ③ 一般私人については、現行犯人を逮捕することは許されているが、その後その犯人を自分で取り調べることは許されておらず、逮捕後直ちに司法警察職員等に犯人の身柄を引き渡さなければならない（刑訴法214条）。
- 5 ④ ストレスチェック制度は、メンタルヘルス不調者の把握にとどまらず、メンタルヘルス不調になることを未然に防止することも目的とした制度である。
- 6 ④ 援助の求めを受けた警察署長の指揮に基づいて実際に現場で援助を行うのは、少年警察部門に限られておらず、事案によっては刑事、地域、被害者支援関係部門等が行うなど、組織的な対応が求められている。
- 7 ③ 来訪者の中には、単独勤務中の警察官から拳銃を奪取することを企てている者がいることも念頭に置きながら、相手方の動静を注視するとともに、みだりに交番等の施設内に立ち入らせたり、相手方に背を向けたりするなどの不用意な行動をとらないよう注意しなければならない。
- 8 ⑤ 現場の状況は、個々の犯罪によってそれぞれ異なるが、現場観察の順序として、「全体から部分へ」「外周から内部へ」といった基本的事項を押さえておく必要がある。
- 9 ② 信号機による交通整理は、昼夜、天候、時間のいかんにかかわらず同一条件で整理でき、一定路線や一定地域内の系統的な整理も可能であるという長所がある反面、事故や災害等における通行止めの迂回措置など、突発的な事案に即応できないという難点がある。
- 10 ① 神戸市は中核市ではなく、政令指定都市である。中核市は人口 20 万人以上を要件としており、政令指定都市（人口 50 万人以上を要件としている。）が処理することができる事務のうち、都道府県が一体的に処理すべきとされた事務以外のものを処理するとされている。民生行政、保健衛生行政、環境保全行政に関する事務等が、中核市が処理する主な事務である。なお、神戸市は人口約 152 万人であり、昭和 31 年に政令指定都市となった。